

MIC Ministry of Internal Affairs

平成24年7月26日 関東管区行政評価局

# 独立行政法人が設置する図書館における 複写サービスの改善を! (あっせん)

総務省関東管区行政評価局に、次のような行政相談が寄せられましたので、関東管区 行政評価局行政苦情救済推進会議(座長:利根忠博 埼玉県立大学理事長 埼玉県経営者 協会特別顧問ほか7名)において検討した結果を踏まえて、平成24年7月26日、独立 行政法人日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という。)に対して、利用者の利便性の 向上を図る観点から、本人が普通紙を持参した場合は当該用紙を使用する方法により普 通紙でのカラーコピーの要望に対応するようあっせんします。

(注)「あっせん」とは、国民の皆様から行政機関等に対する苦情を受け付け、必要な調査を行った上で、行政機関等に問題があれば、その問題について改善策を示し行政機関等に対し改善を要請する(求める)ことを言います。

#### 【相談要旨】

ジェトロが設置しているジェトロ・ビジネスライブラリーでは、所蔵図書の貸出サービスを行っていない。このため、必要な資料について普通紙でのカラーコピーを依頼したが、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」を根拠に普通紙でのコピーに応じてもらえなかった。そこで、自分で普通紙を持参するので、それで対応してもらいたいと申し出たが、それもできないと断られ、指定のコピー用紙(再生紙)を利用するよう言われた。

私はデザイン・広告・意匠関係の仕事をしており、資料をコピーする場合、再生紙と 普通紙では鮮明度が格段に違い、再生紙では顧客への説明資料として用いる場合に不都 合を感じる。環境保全は重要であるが、コピー利用者の利便を考え、少なくともカラー コピーを使う場合は普通紙を使用してほしい。



#### ジェトロの対応

ジェトロ・ビジネスライブラリー (以下「ジェトロ図書館」という。)では、所蔵図書 について一部を除き貸出を禁止しているが、利用者からの希望があれば、料金を徴収し た上で図書の複写サービスを行っている。この複写サービスに使用するコピー用紙につ いては、ジェトロは独立行政法人であることから、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)に基づき環境への負荷が少ない環境物品を調達する責務が課されているため、グリーン購入法に適合した再生紙を調達している。



#### 環境省関東地方環境事務所の意見

グリーン購入法は、国等の機関に対して環境への負荷が少ない環境物品を調達する責務 を課すことにより持続可能な社会の構築を目指すもので、独立行政法人が物品等を購入す る際はグリーン購入法に基づき調達しなければならない。ただし、再生紙では目的を果た せないような合理的な理由がある場合に、真に必要な範囲において目的を果たすための用 紙を購入することはこの限りではない。

なお、グリーン購入法では、個人の「利用・使用」に関してもできる限り環境物品等を 選択することに努めるよう求めており、個人の「利用・使用」であってもグリーン購入法 の趣旨を踏まえ再生紙を利用することが望ましいが、個人が普通紙を持参する場合は利用 者の利便性を考慮することも必要であり、グリーン購入法で厳密に制限しているものでは ない。



#### 改善の必要性

カラーコピーについては、申出人のようにデザイン・広告・意匠関係の仕事をする者にとって、再生紙と普通紙では鮮明度が格段に違い、再生紙では顧客への説明資料として用いる場合に不都合を感じることは理解できるところである。

国及び独立行政法人等に対しては、グリーン購入法により、物品を調達する際は環境物品を購入する責務が課されているが、利用者が自ら持ち込んだ用紙を利用することについては、グリーン購入法に抵触するものではないと考えられる。

## (あっせん等の要旨)

ジェトロは、ジェトロ図書館の利用者の利便性の向上を図る観点から、本人が普通紙を持参した場合は当該用紙を使用する方法により、普通紙でのカラーコピーの要望に対応する必要がある。



【連絡先】関東管区行政評価局総務部 首席行政相談官室

林、廣本

電 話:048-600-2313

F A X:048-600-2335

## 〇 ジェトロ・ビジネスライブラリーの概要

ジェトロ・ビジネスライブラリーは、1951年の機構発足とともに東京及び大阪にそれぞれ設置されて以来、我が国唯一の貿易に関する図書館として、機構の事業運営に対する支援並びに年間約6.5万人の来館者(国際ビジネス従事者)へ資料・情報提供を行っている。

具体的には、国内で閲覧困難な世界各国の貿易・経済の各種統計、関税率表、政府刊行物及び企業ダイレクトリー等を、機構が保有する世界55か国73か所の海外ネットワークも活用して網羅的に収集・整理し、機構の調査部門等による利用のほか国際ビジネスに従事する外部利用者に最新かつ希少の情報を提供している。また、時代に即応し、情報量・更新性・検索性に優れた各種のオンラインデータベースの収集・提供サービスも実施している。

蔵書数:平成20年度約33万冊 ⇒ 平成23年度約36万冊

・ 来館者数:平成20年度年間約5万人 ⇒ 平成23年度年間約6.5万人

## 〇 ジェトロ・ビジネスライブラリーにおける複写サービスの状況

ジェトロ・ビジネスライブラリーでは、係員によるコピーとセルフコピーの両方があるが、いずれも再生紙でのコピーである。

<コピー料金> : 係員によるコピー 1枚30円(モノクロ)1枚80円(カラー)

セルフコピー 1枚10円(モノクロのみ)

<利用時間> :午前9時~午後4時45分

<複写範囲> : 複写範囲は著作権法の範囲に限る。

また、資料の中にはコピーできないものもある。

<郵送サービス> : 遠方の利用者へ所蔵図書をコピーして郵送するサービスも実施

(利用料金は通常の複写料金に加えて手数料(200円)+送料の実費)

## 〇 グリーン購入法の概要

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成 12 年法律第 100 号)は、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な循環型社会の構築を推進することを目的に、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)の個別法のひとつとして、平成 12 年 5 月に制定された。

グリーン購入法第3条第1項において、国及び独立行政法人等は、「物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。」とされている。

また、同法では国等の各機関の取組に関することのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めている。